

☆入浴は完全個室です(居宅と同じ環境を整えるため)

☆お風呂のお湯も、必ず入れ替え浴室全ての換気 清掃 塩素消毒を行ってからご利用者様それぞれのお好きな温度でお湯をためます(^)/

☆感染対策においても衛生面においても安心できます。お好きな銘柄のシャンプー&リンスや、ボディソープをお選びいただけます ♪♪

☆お風呂のみの短時間型通所サービスもご利用いただけます(^♪お気軽にご相談ください。

入浴について各種加算や条件に関して詳しく記載しております(*'ω'*) ご確認下さい。

支援1、支援2の方へ

支援の方の入浴は介護予防の観点から一週間に一回入ることができます

完全個室制度の為、自宅に近い環境を作りつつ、週に一度 入浴を行っていただき、動作の確認やむずかしさがあるところへの機能回復支援を実施します。

そのため、週に2回の利用のうち一日は自宅でも安心して入っていただくための機能訓練プログラムをしっかりと行い介護予防に努めさせていただきます。週に一回の方は優先すべき支援を先に実施させていただきます運動機能向上に向けた柔軟なプログラムをご用意しております。

要支援2の方はまだ介護が必要な状態ではないという判定ですが、支援1の方より身体機能の低下があり、立ち上がる際や両足で立つ際、歩く際などには手助けが必要になる場合がありますので必要な介助を行います。自立支援に向けてできる限りご自身で行っていただきます。(例としては背中を洗うなどの介助等は極力控えさせていただきます。)基本的に声掛け援助、見守り援助を行わせていただきます(^)/

※但し、自宅にお風呂がなく銭湯等に行けない場合や、給湯器などが壊れているなどの物質的な環境問題がある方や、骨折後間もない方や、そのほか自宅では入ることができない、何らかの免れない理由がある場合(※1)に関しては要支援2の方も、週2回の入浴の提供をさせていただきます。

※1 下記の場合については個別の入浴計画をスタッフ間で連携し、いつもと同じ状態を作り安心感を持って入浴していただくため、区分変更の依頼をお願いする場合がございます。

- ①洋服の脱着が一人では行えない場合(麻痺などによるものや、理解力の低下など)
- ②洗髪、洗身、などの手助けや浴槽への移動などの支えや介助が必要となる場合
- ③病状により入浴拒否がある場合
- ④日差変動が大きくあり状態が安定的でない場合

上記の事柄に関しては要介護状態の区分の審査判定における、要介護1区分以上となる「食事などは自分で出来るが、歩くときや、トイレや入浴など身の回りのことで一部手助けが必要な状態」にあたることから区分変更のお願いをさせていただく場合がございます。

介護度がある方へ

エントリハでは入浴介助加算Ⅱを算定し利用者様の自宅の浴室脱衣室の状況に近い環境を設定し、在宅でも安心してお風呂に入ることができるための練習の場としてご利用いただけます！

- ① 入浴は完全個浴です(居宅と同じ環境を整えるため)お風呂のお湯も、必ず入れ替え浴室全ての塩素消毒を行ってからその人の好きな温度でお湯をためます(^)/感染対策においても衛生面においても安心できます。お好きな銘柄のシャンプー&リンスや、ボディソープをお選びいただけます
♪♪
- ② 入浴機能訓練計画と運動機能訓練計画と連携し、安心して安全な機能回復を目指します。(※1)
- ③ 利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成するため自宅訪問にて居室からの動線と、脱衣室、浴室、洗面台の確認を行いますのでご協力をご理解をお願いいたします。(※2)

※1介護支援専門員の方へ

加算Ⅱの算定要件のひとつである「入浴に関する個別計画書」の作成については、通所介護計画・通所リハ計画の中にまとめて記載することができます。

参考資料:留意事項通知 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000772367.pdf>

※2

自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者については、以下①～⑤をすべて満たすことで、当面の目標として通所介護・通所リハ等での入浴の自立を図ることを目的に、加算Ⅱを算定できます。(Q&A vol.8 問1より)

- ① 事業所の浴室において、利用者の動作や浴室環境を評価できる専門職(※)が、利用者の動作を評価する。
- ② 事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。
- ③ 事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や、事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、各事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護・通所リハ等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

※①の専門職

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士(通所リハは除く)、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの担当職員、福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想

定されている。弊社では介護福祉士と機能訓練指導員、看護師と連携を行います。